

令和6年度宮城県高度情報化推進協議会ICT人材育成事業 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度宮城県高度情報化推進協議会ICT人材育成事業（以下「本事業」という。）

2 目的

子どもたちに情報を読み解く力や論理的な思考力を身につけさせ、将来を担うICT人材を育成することを目的とする。県内の小中学生を対象にした出前プログラミング講座を開催し、デジタル人材育成を推進するもの。

3 用語の定義

- (1) 発注者 … 宮城県高度情報化推進協議会
- (2) 受注者 … 本業務の受注者

4 業務概要

県内の小中学生を対象にした出前プログラミング講座を開催するもの。詳細は「8 業務要件等」のとおり。

※「出前プログラミング講座」・・・小中学校等に出向いて行うほか、会場を借り上げて行うものを含む。オンライン講座等の集合開催以外の実施方法も可とする。

5 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

6 履行場所 宮城県内（※発注者と受注者で協議の上決定）

7 委託上限金額 500,000円（税込み）

8 業務要件等

受注者は次の業務を行う。

(1) 業務実施計画書の策定

本委託業務の実施内容、実施スケジュール及び実施体制等を内容とする「業務実施計画書」を作成すること。

なお、提出期限は契約締結日から10日以内とする。ただし、提出後、業務の進捗状況や状況の変化等により変更することが適切な場合は、再度提出を行うものとする。

(2) 出前プログラミング講座等の企画運営

- イ 運営計画（カリキュラム）の作成
- ロ 講師及び指導補助員等の募集、手配、指導、管理
- ハ 受講者の募集
- ニ 会場設営、撤去及び機材管理

次の項目について記載すること。

- (イ) 開催日程
- (ロ) 開催方法（集合開催、オンライン開催 等）
- (ハ) 開催場所（市区町村名、施設候補等及び会場レイアウト）
- (ニ) 内容（回数、対象者及び人数、教材、講座内容）
- (ホ) 運営体制

(3) プログラミング講座の開催、実施

- イ 対象

県内の小中学生

- ロ 体制

受注者は、本業務に対する業務責任者を1人選定する。業務責任者は、発注者と相談の上業務を実施すること。

- ハ 実行

- (イ) 受注者は運営計画（カリキュラム）に従い業務を実施すること。
- (ロ) プログラミング講座は原則対面で実施することとするが、対面でのプログラミング講座が難しい場合は、オンラインも可とする。
- (ハ) その他、発注者と受注者の間で協議の上、詳細を確定するもの。

- ニ プログラミング講座の開催場所

宮城県内とし、集合開催の場合は、仙台市で1箇所以上、県北及び県南エリアの受講機会向上のため、仙台市以外でも2箇所以上開催すること。なお、開催場所の選定にあたっては、事務局の承認を得ること。

- ホ プログラミング講座の開催期間

- (イ) 開催期間は契約締結日から令和7年3月21日までとする。

(4) 効果的な広報宣伝の展開

受講者の募集のための効果的な広報宣伝を実施すること。

なお、実施内容については事前に発注者の承認を得ること。

(5) 業務実績報告書の作成

本委託業務の実施内容の総括、成果及び今後の展望等を内容とする「業務実績報告書」を作成すること。

なお、提出期限は令和7年3月21日とする。

(6) 会議等の開催

本委託業務の進捗状況や業務を実施する際に生じた問題等を発注者と受注者で共有するため、定期的に会議を開催すること。また、発注者又は受注者が必要と判断した場合は、その都度、日程を調整の上、打合せを実施するものとする。

なお、会議や打合せの記録は、受注者が作成するものとし、発注者の確認を得た上で、会議や打合せの日から5営業日以内に提出すること。

9 成果物

成果物及びその提出期限等は次のとおりとし、提出場所は、宮城県高度情報化推進協議会事務局（宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班（宮城県仙台市青葉区本町3-8-1宮城県行政庁舎3階））とする。

No.	成果物	提出期限	媒体等
1	業務実施計画書	契約締結後10日以内 (ただし、提出後、業務の進捗状況や状況の変化等により変更することが適切な場合は、再度提出を行う)	電子データ (メール等で提出可)
2	業務実績報告書	令和7年3月21日まで	
3	会議・打合せの記録	発注者の確認を得た上で、会議や打合せの日から5営業日以内	
4	配布資料等一式	令和7年3月21日まで	
5	広報・宣伝内容	令和7年3月21日まで	

10 その他

本委託業務の実施内容について、本委託業務の終了後、宮城県高度情報化推進協議会の総会等で成果発表を実施する場合がある。

内容等については別途協議を行う。

11 留意事項

- (1) 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た秘密について、次の事項を遵守しなければならない。また、委託期間終了後又は契約解除後も同様とする。
 - イ 第三者に漏らさないこと。
 - ロ 漏えいしないよう管理を徹底すること。
 - ハ 複製又は複写しないこと。
 - ニ 本委託業務以外の目的に使用しないこと。
- (2) 受注者は、本委託業務について、受注者が行う他の業務の利益につながるような誘導・支援をしてはならない。
- (3) 受注者は、本委託業務について、その全部又は一部を他業者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本委託業務の一部について、受注者が書面により協議し、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、発注者と協議を行うこと。